

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第14号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育委員会規則</u><u>その他教育委員会の定める規程</u>の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3)～(24) [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) <u>教育委員会規則</u><u>その他教育委員会の定める規程</u>の改廃のうち軽易なものに関すること。</p> <p>(2)～(10) [略]</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育委員会規則</u><u>及び教育委員会訓令</u>の制定又は改廃<u>並びに教育委員会告示</u>に関すること。</p> <p>(3)～(24) [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) <u>教育委員会規則</u>の改廃のうち軽易なもの<u>及び教育委員会訓令</u>の制定又は改廃（<u>事務の決裁について必要な事項を定める教育委員会訓令の制定又は改廃（軽易な改廃を除く。）を除く。</u>）<u>並びに教育委員会告示</u>に関すること。</p> <p>(2)～(10) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。